

農地法第3条の規定による許可申請書

年 月 日

仙北市農業委員会会長 様

〈譲渡人・貸人〉

〈譲受人・借人〉

住所

住所

氏名

印

氏名

印

次の農地（採草放牧地）について { 所有権  
賃借権  
使用貸借による権利  
その他使用収益権 ( ) } を { 設定（期間 年間）  
移転 }

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。

1 申請者の氏名等

申請者	氏名	年齢	職業	住所
譲渡人（貸人）				
譲受人（借人）				

2 許可を受けようとする土地の所在等（土地の登記事項証明書を添付してください。） (m<sup>2</sup>, 円)

所在・地番	地目		面積 (m <sup>2</sup> )	10a 当たり 普通 収 穫 高 (kg)	対価、賃料 等の額 (円) 〔10a当たりの額〕	所有者の氏名又 は名称 〔現所有者が登記 簿と異なる場合〕	所有権以外の使用 収益権が設定され ている場合		区域 (該当に○)			
	登記簿	現況					権利の 種類、 内容	権利者の 氏名又は 名称	農 用 地 区 域	市 街 化 区 域	そ の 他	
合計	m <sup>2</sup> (内訳：田		m <sup>2</sup> ・畑	m <sup>2</sup> ・採草放牧地	m <sup>2</sup> )							

3 権利を設定し、又は移転使用とする契約の内容

(1) 権利の設定・移転の時期	年 月 日	(3) 契約期間	自 年 月 日 至 年 月 日
(2) 売買価格又は賃貸借料金 総額	円/10a 円	(4) 事業概要 (水田裏作の場合)	

4 申請事由の詳細（該当する番号に○を付けてください。）

譲渡人（貸人）の事由				譲受人（借人）の事由		
1	自作地相互の交換	13	同内前	後継者へ一括	1	自作地相互の交換
2	参加農業生産法人への出資	14	一で贈	後継者へ部分	2	経営規模の拡大
3	経営移譲年金受給のため	15	世の与	新しく分家させるため	3	受贈（経営承継人等）
4	農業廃止	16	帯生	その他の世帯員へ	4	その他
5	兼業のため経営縮小	17		既に分家している者への贈与		
6	高齢化による経営縮小	18		相手方の要望		
7	病気等で労力不足	19		農業協同組合が信託財産を処分する		
8	耕作不便又は低生産地のため	20		農地保有合理化法人が信託財産を処分する		
9	資要 営農資金	21		その他		
10	金な 農業経営上の負債整理					
11	がた 結婚・分家・相続等					
12	必め 生活・住宅新改築等資金					

5 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）は必ず本人が自署することとし、自署する場合には、押印を省略することができます。
- 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄附行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。また、農業生産法人以外の法人の場合、主たる業務の内容について、5「その他参考となるべき事項」に記載してください。ただし、その法人が市町村、農業協同組合、及び農地保有合理化法人にあっては、主たる業務の内容は記載する必要はありません。
- 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 「農地法第3条の規定による許可申請書」（別添）も提出してください。また、権利を取得しようとする者が農業生産法人である場合には、「農業生産法人としての事業等の状況」（別紙）も提出してください。
- 農業協同組合に経営を委託するに当たっての権利の設定、移転が使用貸借契約に基づくものである場合には「使用貸借による権利」とし、無名契約に基づく場合には「その他使用収益権（経営の委託）」と記載すること。
- 3「権利を設定し、又は移転使用とする契約の内容は」は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。
- 不要な文字は抹消してください。
- 各欄が不足するときは、適宜別紙に記載し、添付してください。
- 空欄は残さないものとし、該当がない場合は「以下余白」又は斜線等を記入してください。